

那覇市 教育振興基本計画

平成 2 3 年度～平成 2 7 年度



平成 2 3 年 1 0 月

那覇市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の概要(図)	2
教育の基本理念 教育の目標 教育の方針	3
5 計画の体系表	4
第2章 那覇市の教育の現状と課題及び今後の具体的施策	6
1 生涯学習の推進と地域の教育力の向上	6
(1) どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる	6
(2) どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる	9
2 子育て支援と就学前教育・保育	11
家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる	11
3 子どもの視点に立った教育環境づくり	14
(1) 生活リズムの確立を促し生きる力を育む	14
(2) 子どもたちが授業に集中できる環境を整備する	18
(3) 地域と連携して青少年の健全育成を図る	22
(4) 教師の学ぶ機会を充実させる	26
(5) 学校施設の補修・整備をすすめる	28
4 文化の継承と発展	32
伝統文化の保存と継承を図る	32
第3章 計画の実現に向けて	36
1 変化する社会情勢に対応した教育行政の運営	36
2 行政・学校・地域の連携	36
3 進捗状況の確認及び計画の見直し	37

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

那覇市教育委員会は、「人間性豊かな人材の育成をめざす教育の推進」という基本理念のもと、人間尊重の精神を基底とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、個性豊かで創造性・協調性に富む人材の育成を期して不断の努力を積み重ねてきました。

そうした中、核家族化や少子高齢化が進み、人とのかかわりが以前よりも希薄になり、家庭や地域の教育力向上がいっそう重要となってきました。

また、高度情報化、国際化や地方分権の進展、産業・就業構造の変化、科学技術の進歩などといった社会の変化に伴って、環境問題の深刻化、犯罪の低年齢化、市民や児童生徒・保護者のニーズの多様化、生活習慣の変化といった解決すべき多くの教育課題が生じてきています。

さらには、低迷する経済情勢を反映して厳しい財政状況が続く中、教育行政においても限られた経営資源を最大限に有効活用した、重点的な施策を展開することが望まれています。

加えて、平成25年度に中核市移行をめざす本市には、様々な教育に関する権限が、県から委譲される見込みであり、教育行政のあり方も大きく変化していくものと推測されます。

これらの課題に対応し、教育のいっそうの振興を図っていくためには、那覇市の教育の基本的な方向を明確にするとともに、その実現に向けて、どのような教育施策を、どのように進めていくかを明らかにしていく必要があります。

そこで、那覇市教育委員会は、中核市への移行を見据え、那覇市の実情にあった教育施策を効果的に実施していくため、これまで実施した様々な施策の成果と課題を踏まえながら、那覇市の教育行政の基本的な方向を示す「那覇市教育振興基本計画」を策定することとしました。

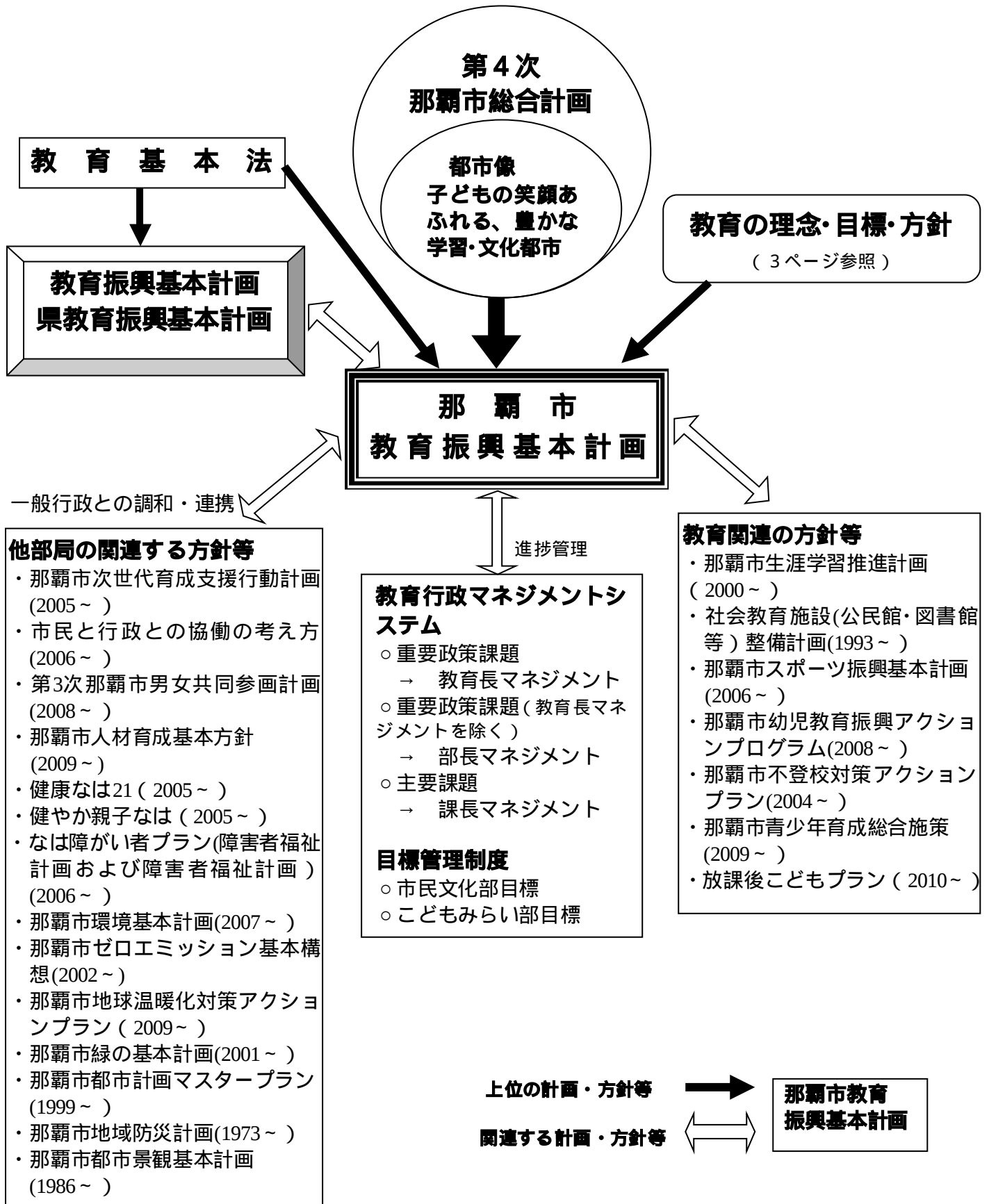
2 計画の性格と位置づけ

この計画は、「第4次那覇市総合計画」の6つの都市像のうちのひとつ「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」に関わる分野の部門的計画となるもので、本市の教育の基本理念に基づき、国の『教育振興基本計画』や沖縄県の『沖縄県教育振興基本計画』を踏まえ、教育や子育てに関連する既存の計画や方針等との整合性を図りつつ、本市の教育に関する基本的な目標及び施策を体系的に示すものです。

3 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

4 計画の概要図



「教育の基本理念」(平成5年7月設定)

郷土の歴史と文化を活かし、「あけもどろの都市・なは」を拓く
人間性豊かな人材の育成をめざして教育を推進する

私たちの祖先は、海と空へひらけた地理的立地条件や進取の精神と人情味あふれる国際性豊かな人間性を生かし、世界に誇れる沖縄独自の歴史と文化を創造してきた。

それらの精神は、過去の苦難に満ちた歴史的道程においても揺るぎなく発揮され、たくましい生命力と英知とたゆまざる努力により今日の復興と繁栄を築き上げてきた。

そして、それらは、隣人を大切にし、敬う「守礼の精神」や、互助・協調・連帯の「ゆいまーの精神」を通して培われ、県民の特性として生きづいてきたのである。

那覇市教育委員会は、このような祖先のたくましく、豊かな人間性と苦難に立ち向かう不撓不屈の精神を継承し、『人間性豊かな人材の育成をめざす教育の推進』を基本理念として掲げ「あけもどろの都市・なは」を拓く担い手の育成をめざすものである。

「あけもどろ」という言葉は、沖縄・奄美諸島に伝わる古代歌謡「おもろさうし」のなかで語られた言葉である。この言葉は、南国の太陽が東の空に昇るとき、一瞬、色あざやかな光がうず巻状をなして織りなしてくる荘厳で雄大な光景をさしたもので、それを天空に輝く大きな花にたとえて、「あけもどろの花」とうたわれたものである。「あけもどろの都市」は、融和と集合の美しいまち、未来への希望に輝く市民生活の理想郷として表現したものである。

「教育の目標」(平成5年7月設定)

那覇市教育委員会は、人間尊重の精神を基底とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、個性豊かで創造性・協調性に富む人材の育成を期して、次のことを目標に教育施策を推進する。

- 進取の精神と自ら学ぶ意欲をもち、心豊かでたくましく、個性的かつ創造性あふれる幼児児童生徒の育成を図る。
- 平和で活力ある社会の形成者として、連帯と協調の精神を発揮し、郷土の文化の継承と発展に寄与する英知と創造に富んだ心身ともに健康な市民の育成を図る。
- 家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、社会の変化に主体的に対応し得る教育の方途を追求し、生涯学習社会の実現を図る。

「教育の方針」(平成23年6月策定)

本市の教育の基本理念に基づき、教育の目標の実現を図るため、次の方針を定めて施策の推進を図る。

- 生涯にわたる学習の基礎を培うため、自己教育力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図る。
- 心身ともに健やかで、たくましく生きる青少年を育成するため、家庭教育の支援に取り組むとともに、家庭、学校、関係機関等との協働による青少年活動の促進と環境の整備充実を図る。
- 幼児児童生徒の発達段階に応じた教育環境を整備し、生活リズムの確立を促し、教師の資質向上を図り、子どもたちの「生きる力」を育む教育を実践する。
- 学校における環境教育、防災教育の充実と地域と連携した教育環境の整備を進め、また、災害に強く、環境に配慮した学校施設整備を図り、安全・安心な学校づくりを促進する。
- 市民一人一人の生涯学習を支援するための環境の整備を図るとともに、家庭・学校・地域・関係機関等との協働のもとに生涯学習の観点に立った地域づくりを推進する。
- 市民が、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための、生涯スポ・ツ・レクリエーションの普及と振興を図る。
- 豊かな伝統文化の保存・継承を図り、歴史的遺産を活かしたまちづくりを促進する。
- 国際化、情報化、少子高齢化等の社会の変化に対応した教育を推進する。

5 計画の体系表

都市像 子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市

政策	施策	具 体 的 施 策	主 な 事 業 (活 動)
生涯学習の推進と地域の教育力の向上	どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる	公民館、図書館、地域学校連携施設等の生涯学習活動拠点の整備	牧志駅前ほしぞら公民館図書館設置事業 図書館コンピュータシステム整備事業 総合的な学校開放推進事業
		様々な主体との連携・協働による生涯学習関連事業の充実	公立公民館・図書館の運営 那覇市ブックスタート事業 出前講座
		那覇市PTA連合会や那覇市婦人連合会など、社会教育関係団体の育成・支援	市婦連・市P連補助金交付
		学校と地域の連携、学校教育と社会教育の連携・融合の推進	総合的な学校開放推進事業 公民館・図書館職場体験学習
		社会教育関係団体指導者、ボランティア、関係職員等の生涯学習を支える人材の育成	公民館講座事業 青年のための講座・交流事業 各種ボランティア養成講座
	どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる	快適なスポーツ環境の整備充実	体育施設管理運営事業（奥武山） 学校体育施設開放事業
		児童生徒の体力向上及び成人の運動・スポーツの機会確保	児童のスポーツ県外派遣補助金 専門指導員派遣事業 体力テスト
		競技力の総合的向上及び指導者の育成・確保	体育協会運営補助金 体育指導委員事業
		行政、学校、地域社会、スポーツ団体、企業等の連携推進	各種スポーツ大会・教室開催事業
学前教育・保育	子育て支援と就学を促す	幼稚園・保育所の連携の促進	幼稚園教諭・保育士資格の併有
		充実した幼児教育の提供	特別支援充実事業（ヘルパー派遣）
		発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実	なはのこガイド
		教員の資質及び専門性の向上	各種研修
		子育て支援機能の充実	預かり保育推進事業・子育て支援推進事業
子どもの視点に立った教育環境づくり	生活リズムの確立を促す	生活リズムの確立を促す取り組み	「早寝、早起き、朝ごはん」運動 生活リズム調査
		キャリア教育の充実	職場体験学習
		情報教育の充実	コンピュータを活用した学習指導
		食育、健康安全教育、道徳教育の充実	学校給食の管理運営 薬物乱用防止教育
		退職教員等を活用した授業の充実	ボランティア団体との連携
		家庭・地域社会の教育力の再生・向上	各種講演会 学校評議員制度
	子どもたちが授業に集中できる環境を整備する	児童生徒の学力向上の推進	学力向上対策推進事業 副読本刊行事業 小・中学校英語指導員配置事業 学力向上実践研究推進委託事業 コンピュータ活用（小・中学校） 標準学力検査
		新学習指導要領への対応と円滑な実施	教科用図書採択事業 少人数授業の実施
		授業に集中できる施設環境の促進	小・中学校環境衛生管理 緑のカーテン事業
		学校生活を楽しく送ることができる環境の醸成	小・中学校保健室管理運営事業 生徒サポーター派遣事業 臨床心理士等配置
		小中一貫教育校の設置に向けた計画及び実施	小中一貫教育校推進事業
		学校適正配置計画の策定・推進	学校適正配置計画
		就学援助の充実	就学援助制度の周知

政策	施策	具 体 的 施 策	主 な 事 業 (活 動)
子どもの視点に立った教育環境づくり	地域と連携して青少年の健全育成を図る	学校ごとの問題行動等サポートチームの編成と行政による支援体制の強化	自立支援教室「きら星学級」 中校区青少年健全育成協議会 生徒サポーター派遣
		地域社会一体となった児童生徒の居場所づくりと深夜はいかいの防止	G0 家運動推進事業 少年補導員協議会補助金 放課後子ども教室推進事業 青少年指導員 街頭指導事業
		児童生徒の携帯電話利用実態の把握と利用指針策定並びに携帯電話への依存防止	アンケート調査の実施 警察との連携
		教育相談支援員の全小中学校への配置と活動時間・日数の充実	教育相談支援事業
		発達障がい者等の情報共有と一貫した相談・支援体制の構築	那覇市発達障がい者支援連絡会議
		小学校区ごとの青少年支援ネットワーク構築と地域コミュニティの形成	青少年旗頭事業
		協働の要としての那覇市青少年健全育成市民会議の確立と行政による支援体制の継続	那覇市青少年健全育成市民会議補助金交付 那覇市児童生徒県外交流事業
		青少年が必要とする体験・学習プログラムの的確な把握とそれに応えることのできる事業の展開及び広報・PRの徹底	那覇こどものためのデザイン事業 森の家みんな管理運営 放課後こども教室 青年講座等の公民館講座事業
	教師の学びを充実させる	部活動や校務分掌など、授業以外の負担の見直し	外部コーチの登用
		教師支援の仕組みの検討	小・中学校教科書・指導書購入費 学校図書館資源共有化ネットワーク事業
		他機関との連携	教育団体大会補助金 N A R A E ネット
		特別支援教育に関する研修の充実	特別支援教育充実事業
	学校施設の整備を進める	施設の維持修繕の強化	非常勤環境整備員配置事業
		教育施設の整備・充実	普通教室冷房設置事業 校舎等建設事業 老朽校舎の耐震化
		計画的な借用校地の買い上げ	借用校地購入事業
		給食調理場の計画的な整備	学校給食調理場改築事業 学校給食調理業務委託事業
文化の継承と発展	伝統文化の保存と継承を図る	文化財の調査・指定の促進	未指定文化財「県庁・警察部壕」「字宮城字文書(仮)」の市指定 県指定記念物「弁ヶ嶽」の国指定
		埋蔵文化財の保存・活用	那覇空港大嶺地区埋蔵文化財分布調査 公園整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査
		文化財情報の広報・周知、文化財周辺開発情報の収集	文化財要覧、歴史散歩マップ、昔話、玉陵ガイドブック等の活用
		識名園、玉陵の整備・管理運営の充実	管理マニュアル作成
		指定文化財の維持管理の充実	定期清掃の民間委託
		指定文化財の修復・整備の促進	読谷山御殿の墓買上げ事業 伊江殿内庭園保存整備事業 新垣家住宅保存整備事業 銘苅墓跡群環境整備事業 伊江御殿別邸庭園保存修理事業 首里金城町石畳道保存整備工事
		無形文化財・無形民俗文化財の振興と保存継承の推進	保存継承のための指導助言 助成金等の情報提供
		世界遺産・指定文化財の活用	世界遺産解説会 無料公開 識名園・玉陵ホームページの充実
		文化財の保存公開普及施設の整備・充実	埋蔵文化財センターの設置(計画策定)
		文化財の公開の促進	案内親方・識名里主のボランティアガイド ホームページを活用した文化財の紹介 壺屋焼物博物館企画展・特別展事業 出前こども博物館事業

第2章 那覇市の教育の現状と課題 及び今後の具体的施策

1 生涯学習の推進と地域の教育力の向上

(1) どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる

現状

物の豊かさから、心の豊かさへという、社会の変化や成熟化に伴い、学習内容も多様化・高度化が進み、また、市民が共に支えあう協働によるまちづくりが推進されるようになり、ボランティア活動・社会参加活動への意欲も高まっています。

そのような中、本市においては「社会教育施設（公民館・図書館等）整備計画」を策定し、公民館などにおける学習機会の提供、グループや指導者の養成、学習情報の提供などを進めてきました。さらに、学校施設の開放や、自治会などと連携した学習交流による地域おこし・地域づくりなど、地域・学校教育・社会教育の連携にも取り組んでいます。

課題

市民の生涯学習活動を支える場所の整備

社会教育施設整備計画（平成5年）に基づき、公民館や図書館などの施設の整備に努めていますが、近年、天久新都心地区の整備が進み、同地区並びに周辺地区の人口が増加していることから、同地区への学習拠点の整備が急務となっています。また、老朽化した中央公民館・図書館への対応についても早急に方針を出すことが求められています。

自己実現と地域課題をつなぐ学習プログラムの開発、提供

公立公民館等では、各種学級・講座を開設し、また様々なサークル活動が活発で、多くの市民が自己実現をめざし、学習活動に励んでいます。しかし、市民の多様な学習ニーズに応えるだけでなく、より豊かな学習とするため、公民館では、学習プログラムの内容や講師などについて、工夫が求められています。さらに、学習の成果を地域活動や地域課題解決のために結びつけられるような学習プログラムの開発や提供も求められています。

都市化の進展に伴って希薄化した地域活動を再生する学習交流の機会づくり

希薄化した地域活動を活発にするため、住民自らが学習活動を通して、相互に

交流を深めると共に、自らが地域の課題に気づき、住みよい地域づくりに参加できるような機会を提供することが求められています。

人と人、学校や公民館、企業や団体などを多様につなぐ、連携や融合の仕組みづくり

公立公民館では、地域にある学校、自治会、民生委員児童委員協議会、民間事業所などと連携し、実行委員会組織を立ち上げ、地域まつりや運動会などを実施し、地域づくりを継続的に進めていますが、事業を継続的に実施するため、組織のあり方や予算の確保などの他、地域の様々な団体が不断につながり、協力し合える仕組みづくりが課題となっています。

生涯学習社会を支えるボランティアやコーディネーター、専門知識を有する人材の育成

現在、公立公民館や図書館などには、社会教育指導員等のコーディネーターや読み聞かせボランティアなどがおり、市民の学習活動を支援する活動が行われています。公民館や図書館などにおいては、今後とも各種ボランティア養成講座を開設し、育成に努めると共に講座終了後はボランティアとして、学校、児童館や保育所等で支援ができるよう、つなぎのための連携をする必要があります。また、公民館や図書館において、職員の資質の向上のため、日常の自主的研修やその他の研修会等への参加を奨励する必要があります。

具体的施策

公民館、図書館、地域学校連携施設等の生涯学習活動拠点の整備

「那覇市社会教育施設再編整備検討委員会」を開催し、公民館・図書館等の整備計画を見直します。

「（仮称）那覇市生涯学習センター予定施設活用計画検討委員会」を開催し、生涯学習センターの施設活用について調査、検討し、まとめていきます。

*** 地域学校連携施設**の利用促進を図るため、地域自治会等に利用方法の周知を行うとともに、地域連携のための拠点施設として活用の促進を図ります。

*** 地域学校連携施設** 学校と地域の連携を促進することを目的に学校内に整備された施設。自治会等地域の団体は集会所として、学校は多目的スペースとして利用するほか、地域と学校の交流スペースとしても活用される。

様々な主体との連携・協働による生涯学習関連事業の充実

公民館と学校、自治会、PTA、企業、NPO等の多様な団体等との連携により学級・講座を実施します。（出前講座、講師派遣事業等）

公民館と地域自治会（又は連合会）が協働して、地域まつり、運動会、スポーツ行事等を実施します。（各公立公民館）

那覇市PTA連合会や那覇市婦人連合会など、社会教育関係団体の育成・支援

那覇市PTA連合会や婦人連合会へ運営補助金を交付し、その活動を支援するとともに、関連事業の共催や後援を行い、運営に協力します。また、社会教育関係団体に対し、国・県主催の研修会や大会などへの参加周知に努めます。

学校と地域の連携、学校教育と社会教育の連携・融合の推進

学校施設の地域開放や地域人材の学校教育での活用など、地域と学校をつなぎ、共に発展する連携のシステムづくりに努めます。

公立公民館とPTAとの共催事業を実施します。（家庭教育学級、少年教室等）学校の総合的な学習の時間等に、地域学校連携施設や公民館で活動するサークルの方々が、講師として指導し交流できる環境を整備します。（公民館）

児童の公民館、図書館見学（学習）及び児童生徒の職場訪問、職場体験学習を積極的に受け入れます。（各公立公民館、図書館）

社会教育関係団体指導者、ボランティア、関係職員等の生涯学習を支える人材の育成

国・県主催の社会教育関係団体指導者研修会等への参加促進を図ります。

各種ボランティア養成講座等を実施します。（読み聞かせボランティア養成講座等）

公民館、図書館職員の研修会等への参加を奨励します。

施策の目標

指標名	現状値 (21年度末)	平成24年度の 目標	平成27年度の 目標
（仮称）生涯学習センター計画の推進	検討委員会を 設置	計画の具体化	公民館・図書館と して供用



(2) どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる

現状

市民の健康に対する意識やスポーツへの関心が高まる中、市民が「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」、それぞれの体力や年齢、技術、興味等に応じて、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、元気に輝く社会を築くことが重要です。

しかしながら、現在の体育施設では、市民や各種スポーツ競技団体のニーズに応えられていないのが現状であり、公共体育施設の整備・拡充は本市体育行政の大きな責務となっています。

本市では平成 18 年に「那覇市スポーツ振興基本計画」を策定し、「市民が元気がやぐ生涯スポーツ社会“なは”」をめざしてスポーツ・レクリエーションに親しめるよう努めているところです。

課題

スポーツ・レクリエーション活動を支える人材の充実

すぐれた技術・指導力とともに、人格・見識を持った指導者を育成・確保することは、スポーツ・レクリエーションを振興する上で重要ですが、競技や種目によっては、専門指導員の確保が難しい状況にあります。

スポーツ・レクリエーションから遠ざかっている市民へのきっかけづくり

働き盛りや子育てで忙しい世代が運動から遠ざかる傾向にあり、健康のため、運動に対する意識の改革が必要です。

飽和状態にある学校の体育施設の利用における公平性の確保

小中学校の体育館・武道場の定期利用団体が 423 団体、同じく夜間運動場が 349 団体あり、新たに利用を希望する団体は空き待ちの状態であり、効率的な施設開放のあり方の調査研究が必要です。

具体的施策

快適なスポーツ環境の整備充実

老朽化した設備・備品の改善・整備を計画的に行います。

学校体育施設の管理・運営を地域スポーツクラブへ委託するなど、効率的な利用のあり方を研究します。

児童生徒の体力向上及び成人の運動・スポーツの機会確保

スポーツ少年団の組織強化、加入者の拡大、指導者の育成等の支援を行います。
市民の健康や体力、運動・スポーツについての関心と意識をより一層高めるため、体力テスト会を実施し、参加者の拡大を図ります。

小学４年生～６年生を対象にした那覇市少年少女ドッジボール大会の継続やニュースポーツであるキンボールの普及を支援します。

競技力の総合的向上及び指導者の育成・確保

各種スポーツ競技団体が、選手の競技力向上に向けて取り組む育成・強化事業を支援します。

NPO法人那覇市体育協会には、加盟団体の強化育成、大会支援等に大きな役割を果たすことが期待されており、その機能を十分発揮できるよう支援するとともに、積極的に連携、協力を行います。

地域住民のためのスポーツ・レクリエーションの実技指導や市が主催する各種スポーツ事業に対する協力など、重要な役割を担う体育指導委員の強化を図ります。

行政、学校、地域社会、スポーツ団体、企業等の連携推進

行政内部の連携・協力関係を確立し、効果的な事業の展開を図ります。

スポーツ関連企業と連携し、多様なスポーツ施策を推進していきます。

施策の目標

指標名	現状値 (21年度末)	平成24年度の 目標	平成27年度の 目標
社会体育施設の延べ利用者人数(市民体育館等) (4次総計めざそう値)	319,741人	340,000人	350,000人



2 子育て支援と就学前教育・保育

家庭や子育てに夢を持てるまちをつくる

現状

就学前の教育・保育のあり方について見直し、その充実に向けて幼稚園と保育所の連携が求められている中、本市では、就学前の子どもの施策の一元化を図るため、幼稚園に関する業務をこどもみらい部で行い、就学前教育の充実に取り組んでいます。

また、幼児教育に関する施策の効果的な推進に向け、家庭や地域社会の役割を含めた総合的な行動計画として市立幼稚園の教育施策を中心とした「那覇市幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、平成 20 年度から平成 24 年度までの実施期間で推進しているところです。

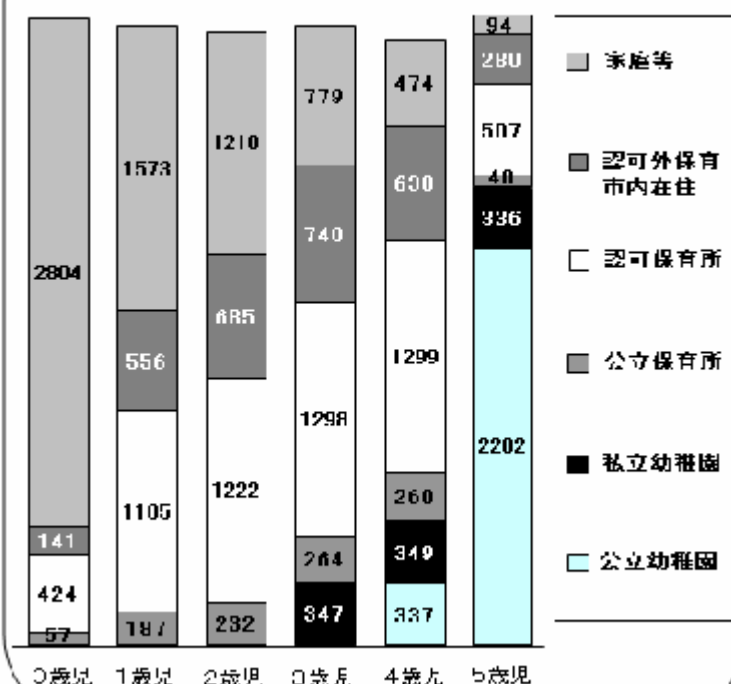
課題

幼児教育環境の整備

本市では、全ての私立幼稚園で 3 年保育が行われています。一方、市内の幼稚園の約 8 割を占める市立幼稚園では概ね 4、5 歳児の保育を推進していますが、総体として幼稚園における 3 歳児、4 歳児への対応が未だ不十分であり、幼稚園、保育所等の機能のあり方について検討し、適切な地域の幼児教育環境の整備を促進する必要があります。

市立幼稚園における幼稚園教育は、年齢的な制限があることから、集団の切磋琢磨や異年齢の交流などを幼児教育に求める保護者ニーズに適合せず、保育所等にその場を求める傾向が強くなっています。幼稚園、保育所等の機能のあり方について検討し、適切な地域の幼児教育環境の整備を促進する必要があります。

那覇市における幼児教育施設の利用状況(人数)1127



教育水準の維持向上

幼稚園は、就学前の子どもたちの教育施設としての役割を果たしてきましたが、人間関係や地域とのつながりの希薄化、集団での切磋琢磨や異年齢の交流機会が減少するなど、子どもたちが育つ環境が大きく変化したことに伴い、幼稚園のあり方についても検討が必要とされています。

幼児教育は、幼稚園や保育所、家庭、地域社会など幼児が生活する場で行われるべきとの認識のもと、教育活動の充実が図られる必要があります。

特に幼稚園と保育所の共通化が進み、幼稚園教育要領の趣旨や内容について、関係者の理解を深め、0歳～6歳までの発達を見通し、小学校教育への円滑な移行に向け、教育水準の維持向上を図る必要があります。

家庭・地域の教育力の向上

幼稚園や保育園における教育は、家庭や地域社会における教育力があることを前提としていますが、環境の急激な変化等により、その機能が十分果たされていない現状があります。

幼児教育施設はこれまでの役割に加えて、親同士の学び場の設定や、地域の季節の行事や文化を取り入れた親子参加型の事業運営など、従来家庭や地域が持っていた教育力を取り戻すための役割も新たに求められるようになっていきます。

具体的施策

幼稚園・保育所の連携の促進

幼児の育ちを支えるため、幼稚園と保育所の連携を一層促進することを目的として、幼稚園・保育所の関係者の合同研修会等の実施を促進し、それぞれの教育・保育内容の質の向上に努めます。

公私立を問わず地域の幼児教育に携わる保育者が共に学ぶ機会を持ち、互いの教育内容を充実させるよう取り組みます。

*** 幼稚園教育要領と* 保育所保育指針**の改訂の内容を踏まえ、教育・保育内容のさらなる整合性が図られることなどを目的とする「なはのこガイド」の作成及び周知に取り組みます。

*** 幼稚園教育要領** 文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準のことで、幼稚園で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めている。
*** 保育所保育指針** 厚生労働省が告示する保育所における保育の基本原則で、認可保育所が遵守しなければならない内容及び運営に関する事項を定めたもので、児童福祉法最低基準第 35 条の規定を根拠に定められている。

充実した幼児教育の提供

幼児に対する質の高いきめ細かな幼児教育を提供することを目的として、私立幼稚園との連携を図り 3 年保育を推進するとともに、市立幼稚園においては、当面の間、2 年保育の充実を図ります。

幼児教育活動の充実を図るため、幼児教育の理解の促進、幼稚園教育時間の充実（延長）、学級規模のあり方について検討を行います。又、教育環境の充実を図るため、施設整備推進や活用のあり方についての検討を進めます。

特別な支援を要する幼児に対するきめ細かな対応を促進するため、那覇市療育センターにおける特別支援教育ヘルパーの派遣や、特別支援コーディネーター研修及び特別支援学校との連携等、支援の充実に努めます。

発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼児教育から小学校教育への滑らかな移行をめざすことを目的として、0歳から6歳の発達や学びの連続性を踏まえ、子どもの「生きる力」の基礎をつみ重ねていくとともに、幼児教育と小学校教育の連携の推進に努めます。また、未就園児の円滑な就園を促し、幼児教育の充実に努めます。

「なはのこガイド」を活用し、0歳から6歳の連続性及び小学校接続期への教育の充実に努めます。

教員の資質及び専門性の向上

幼稚園・保育所の教員・保育士には、子育てに関する保護者の多様で複雑な悩みを受け止め、適切なアドバイスができるなど、高い専門性や資質が求められることから、園内研修及び行政主催研修会の改善・充実に努め、幼児教育の充実に努めます。

子育て支援機能の充実

幼稚園等における子育て支援活動を推進することを目的として、子育て支援活動・預かり保育、地域の教育団体等との連携による幼児教育の総合的な推進に努めます。

幼稚園が地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう、園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動の推進に努めます。家庭や地域社会の教育力を補完するとともに、子育て支援に大きな役割を果たしている「預かり保育」の意義を踏まえその充実に努めます。

家庭・地域社会の教育力の再生・向上

子どもたちが家庭や地域社会のなかで伸び伸びと育まれる環境を整備することを目的として、家庭の教育力の再生・向上と地域社会との連携の推進に努めます。

家庭の教育力の再生を図るため、地域の多様な人材の活用、幼児教育を支える地域人材の育成、地域資源の積極的な活用、学校評価、学校評議員制度等の活用促進に努めます。

施策の目標

指標名	現状値 (21年度末)	平成24年度の 目標	平成27年度の 目標
なはのこガイドの作成	作成中	完成	改訂検討
預かり保育の推進	24園	全園	
2年保育の推進	11園	順次拡大	順次拡大
幼保総合施設の設置	0園	1園	

3 子どもの視点に立った教育環境づくり

(1) 生活リズムの確立を促し生きる力を育む

現状

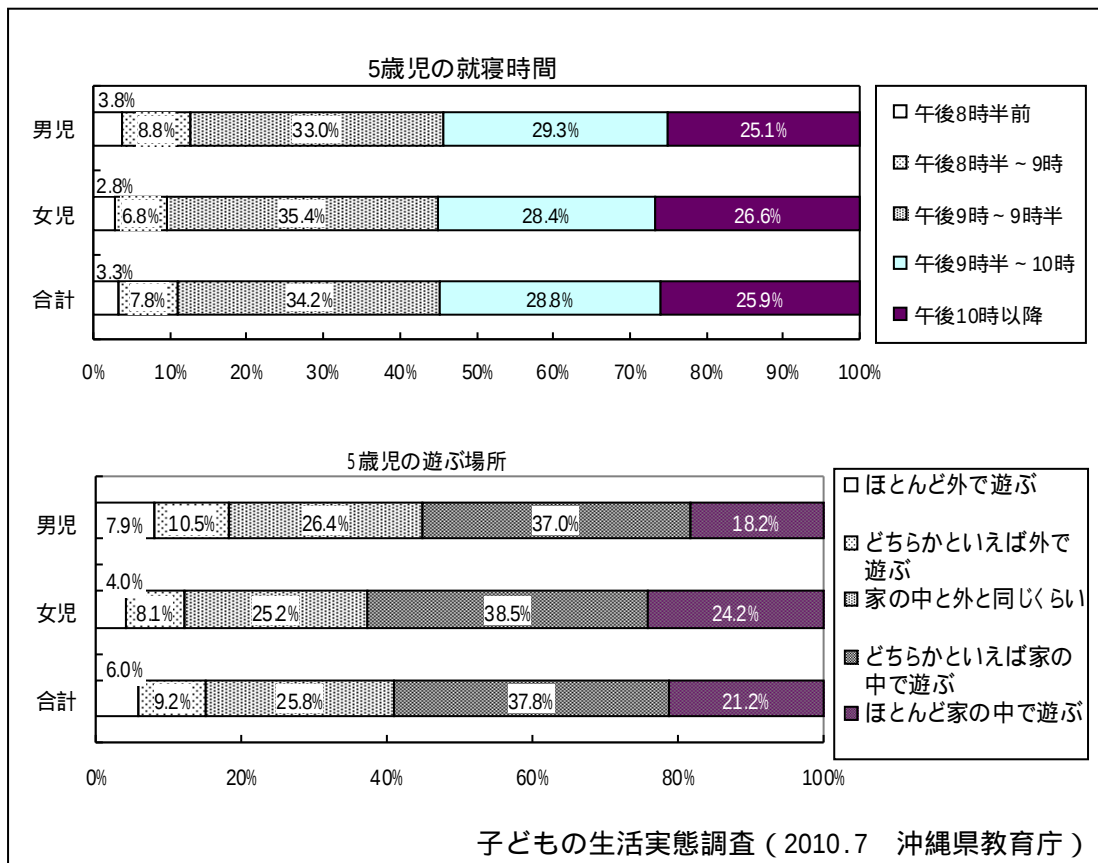
子どもの心身の健全な発育のためには、十分な睡眠と栄養、適度な運動など規則正しい生活リズムを家庭において確立することが重要だと言われています。学校としても、規則正しい生活リズムを支援するとともに、思いやる心や感受性など児童生徒の豊かな心を育むことや激しく変化する社会での自立を展望して、職業観、情報リテラシー、消費生活問題、経済や社会の仕組みなど、実生活で役立つ生きる力を育成していくことが求められています。

課題

家庭において子どもたちの生活リズムを確立することを促す取り組み

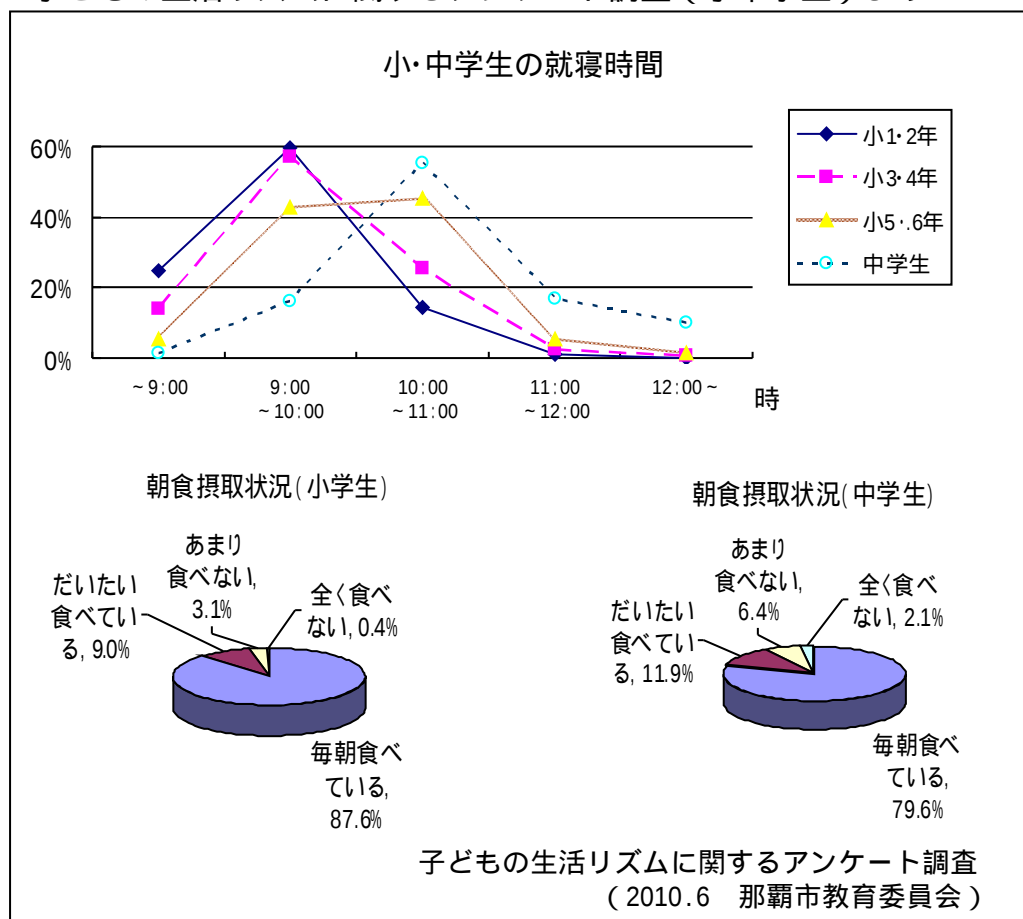
那覇市の幼児（5歳児）の就寝時間は、平均で夜9時22分、10時以降に就寝する割合が25.9%となっています。また、遊ぶ場所は、外より家の中の割合が高く、幼児の運動不足が懸念されます。

子どもの生活実態調査（幼稚園児）より



那覇市の児童生徒が夜 11 時以降に就寝する割合は、小学 1・2 年生では、1.2% ですが、小学 5・6 年生では 6.7%、中学生では 27.0% となっており、学年が進むにつれて増えています。また、朝食を取らないで学校に行く割合は、小学生で 3.5%、中学生で 8.5% います。十分な睡眠やバランスの良い食事が、健康な生活を送るために大切なことを、保護者に発信していく必要があります。

子どもの生活リズムに関するアンケート調査（小中学生）より



職業観、消費生活問題、経済や社会の仕組み、*情報リテラシー等についての学習の充実

主体的に生きることができる自立した社会人の育成を図るために、***キャリア教育**の一環として各小学校、中学校で実施している職場見学や職場体験活動は、地域によりその理解及び受け入れ状況等に温度差が見られます。

消費生活問題、経済や社会の仕組みなどについて、社会科等での一部の授業だけでは、児童生徒にとって関心を持てていないようです。

学校教育においては、各教科、総合的な学習等においてコンピュータを活用した学習が多く実施されています。児童生徒には、必要な情報を適切に収集し活用する情報収集能力、情報モラル等において理解を深めさせる必要があります。

***情報リテラシー** コンピュータを操作して、目的とする作業をおこない、必要な情報を得ることができる知識と能力。

***キャリア教育**、『子ども達がこの激しい社会の変化に対応していく能力、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力、社会人・職業人として自立していくことができるようになる教育』である。

学校の生活指導としての喫煙や飲酒、薬物などの健康への影響の啓発と指導

子どもの健康を増進させるための「食育」の時間確保が課題となっており、細かい指導については、十分ではありません。

多くの学校では、喫煙や飲酒による健康への影響について理解を深める指導が、保健体育の時間のみで実施されています。

地域や企業などの多様な人材を活用した学校教育の推進

各教科や道徳の時間などの領域において、学習面や生活指導面で支援を要する児童生徒が増えており、これらの児童生徒へ個別に対応できる専門性を持った地域人材を活用した授業等が求められています。

具体的施策

生活リズムの確立を促す取り組み

「早寝、早起き、朝ごはん」や「食べて、動いて、よく寝よう」など、規則正しい生活習慣を身に付けさせるための運動に、地域・家庭と連携して取り組み、幼児児童生徒の食事と運動と睡眠のバランスの取れた生活リズムの確立をめざします。

本市独自の「子どもの生活リズムに関するアンケート調査」や他機関の実施する子どもの生活実態に関する調査の結果を分析し、効果的に活用していくことで基本的な生活リズムを確立します。

*「早寝、早起き、朝ごはん」 文部科学省が児童生徒の生活リズム確立のために、全国的に展開している取り組みのスローガンで、那覇市教育委員会でも、学力向上対策の取り組みとして推進している。

*「食べて、動いて、よく寝よう」 沖縄県が、生活リズムを確立するために推進している取り組みのスローガンで、家庭で生活習慣を身に付けさせる取り組みとして那覇市でも推進している。

キャリア教育の充実

保護者や地域と連携したキャリア（職業）教育の充実を図り、主体的に生きることができる自立した社会人の育成を図ります。

消費生活問題、経済や社会の仕組みなど、各教科や総合的な学習の時間などで実生活に関連する学習の充実を図り、生きる力を育成します。

情報教育の充実

学校においては、コンピュータを活用した学習指導の改善・充実に努め、児童生徒が情報を適切に活用する情報リテラシーと情報手段の仕組み、情報モラルについて理解を深めさせる情報教育の推進に努めます。

ＩＣＴ機器が十分に活用できるような教室環境の充実を図ります。

食育、健康安全教育、道徳教育の充実

食生活や運動など、子どもの健康を増進させる指導を充実させます。

喫煙や飲酒による健康への影響について理解を深める、***薬物乱用防止教育**の取り組みを充実します。

道德教育の充実を通して、児童生徒一人一人が豊かな人間関係を築き、自他の生命を尊重する心を基盤として、規則正しい生活、礼儀作法等の基本的な生活習慣の形成を図ります。

*** 薬物乱用防止教育** シンナー、たばこ、アルコール等が身体に害を与えることを理解させ、それを服用させないための学習。県医師会や県教委保健体育課との連携で、薬物乱用防止教室を実施している。

退職教員等を活用した授業の充実

退職教員の学校教育支援ボランティア団体である「ゆうゆう会」及び「NPO 地域学校支援研究フォーラム」や大学生の学習支援ボランティアを活用し、個別指導の対応等が可能な授業を充実させ、学力の向上を図ります。

活動例 退職教員の教育支援ボランティアは、要請のある学校において週に 2.3 時間程度、主に国語や算数の個別指導や教育相談などを行っている。学生ボランティアは、大学や自宅の近くの学校において、大学での講義のない時間を見つけて、可能な日に学習支援を行っている。

施策の目標

指標名	現状値 (21 年度末)	平成 24 年度の 目標	平成 27 年度の 目標
11 時頃までに就寝する 中学生の割合 (4 次総計めざそう値)	73% (2010 年)	75%	78%
学習支援を行う退職教員 ボランティアの数 (4 次総計めざそう値)	38 人	45 人	55 人
学習支援を行う学生ボラ ンティアの派遣校数	17 校	20 校	25 校



(2) 子どもたちが授業に集中できる環境を整備する

現状

幼児児童生徒によるいじめや学校への不審者の侵入に対する不安、友達や教師との人間関係、家庭環境の問題など、幼児児童生徒が心から安心して学校生活を送る上での阻害要因が増えてきています。また、小1プロブレムといわれるように、幼児教育から小学校教育への接続に向けての変化に戸惑いや段差を感じ、不安定になる子どもの姿もみられます。さらに、小学校から中学校に進学する際、中学校の学習や生活の変化になじめず、不登校やさまざまな問題行動等が起きる中1ギャップも増えていきます。

こうした現状を受けて、幼児児童生徒が安心して楽しく学べる環境をハード・ソフト両面にわたって整備することが重要です。また、教育の機会均等など、充実した学校教育を推進するためにも、学校の規模と配置の適正化を進める必要があります。

課題

学力の向上（国語、算数・数学など）

平成 22 年度の全国学力学習状況調査の結果から、那覇市と全国の平均正答率を比較すると、小学校ではほぼ全国レベルに達していますが、中学校では全国平均を下回っており、調査結果の分析と対策の検討を継続的に行う必要があります。

平成 22 年度全国学力学習状況調査結果（平均正答率）

	小学校国語	小学校算数	中学校国語	中学校数学
全国平均（％）	80.5	61.7	70.2	54.0
沖縄県平均（％）	76.9	56.9	62.8	40.5
那覇市平均（％）	78.9	62.0	64.9	43.9
全国と那覇市の差(ポイント)	- 1.6	+ 0.3	- 5.3	- 10.1

全国と県は抽出校の数値、那覇市は市内全校の数値

県学力到達度調査において、中学校英語平均正答率は 63.2％で、領域別でみると聞く 81.1％、話す 71.7％、読む 55.0％、書く 51.1％となっており、読む、書く領域において継続的に強化する必要があります。

「子どもの生活リズムに関するアンケート調査（2010.6）によると、那覇市の中学生の家庭での勉強時間（学習塾での勉強を含む）は、1 時間以内が 37.8％で、全く勉強しない生徒も 4％いました。また、週末や休日に家庭において全く勉強しない生徒が 14.5％もあり、家庭学習の定着に依然として課題があります。

学習内容・カリキュラムの見直しなど、新学習指導要領への対応

新学習指導要領が、小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から

完全実施され、国語、算数・数学、理科等の指導時数及び学習内容が増えることで、各教科の基礎的・基本的な知識・技能の習得及び活用ができるようなカリキュラムの見直しが必要になります。

*** オープン教室と多目的スペースの効果的活用の研究と実践**

他の教室からの雑音や騒音等により、児童生徒の授業への集中力が途切れることがあります。

騒音等による他の学級や学年への遠慮から、授業や学習活動で、オープン教室や多目的スペースを効果的に活用する機会が十分にできていません。

*** オープン教室** 教室、廊下を隔てる壁のない開放的な構造を持つ教室。効果的な学習活動の場の工夫や児童相互の交流が期待できる。

小1 プロブレムへの対応

幼児期の生活や遊びを通して学んだ力を小学校教育へ円滑に移行していくことが重要であり、集団の適応に関わる問題への対応等、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「保幼小連携」の在り方が課題となっています。

中1 ギャップ（不登校、問題行動等）の解消

小学校から中学校へ進学する際、学習や人間関係などの不安から、中学1年で不登校や問題行動が激増しており、小学校6年生と比較すると2倍以上の開きがあります。

学校規模と配置の適正化の検討

全国的な少子化傾向の中、本市においてもその状況は同じで、児童生徒数は減少傾向にあります。また、人口のドーナツ化現象により、中心市街地と周辺市街地では、児童生徒数、学級数において学校間の格差が広がっています。

学校の適正規模化を図るためには、学校適正配置計画を策定し、進めていくことが必要です。その際、関係する保護者や地域住民の理解と協力を得ることが課題となります。

防災教育への対応

これまで不審者への対応や火事・地震を想定した防災教育を実施してきましたが、東日本大震災の実情を受け、津波発生時の防災教育についても実施していく必要があります。

具体的施策

児童生徒の学力向上の推進

基礎的・基本的な知識や技能を習得させるために、教師が授業改善をめざし「わかる授業」づくりを実践します。そのために、計画訪問での授業後の教科部会における助言、また学校からの要請に応じて、授業づくりから支援する*** 数学支援チーム**による研究授業等に向けた指導案づくりや授業研究会での指導助言などを行うことで、教科部会の活性化を図ります。

「初歩的な英語」を確実に使えるようにするため、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの4技能のバランスのとれた言語活動を工夫し、スキルの習得を図ります。

授業とリンクした宿題の与え方を工夫し、保護者の理解と協力のもとに家庭学習の習慣化を図ります。

生活リズム調査の実施と分析を行い、基本的な生活習慣の形成に努めます。また、部活動の指導者等を対象にした「望ましい部活動のあり方」についての研修会を実施し、部活動の目的や練習時間のあり方などについて共通確認を行っています。

*** 数学支援チーム** 中学校の数学の指導力の高い現場の教諭と指導主事で構成され、授業力の向上及び学力の向上を目的とする。

*** 新学習指導要領への対応と円滑な実施**

全教科において、言語活動を取り入れた授業改善に努めるとともに、算数・数学を中心に*** 指導工夫改善加配教諭**を活用した少人数授業、個に応じた指導を実施し、新学習指導要領の改訂のポイントである基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれを活用する能力の育成を図ります。

*** 新学習指導要領** 小学校、中学校、高等学校等の各学校と各教科で実際に教える内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に、文部科学省が告示する教育課程の基準で、平成20年に学習指導要領が改訂され、小学校では平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施される。

*** 指導工夫改善加配教諭** 主に算数・国語の2教科において、児童生徒一人一人の習熟の程度に応じて、少人数でまた個に応じた授業を実施するために配置された加配教員。

授業に集中できる施設環境の促進

オープン教室の活用の実態を調査研究し、効果的な活用の仕方について活用事例等を作成し学校への情報提供を図ります。

緑のカーテンを利用し、夏の暑さを和らげる工夫・配慮に努めます。

学校生活を楽しく送ることができる環境の醸成

児童生徒の人間関係に留意するとともに、臨床心理士、教育相談員、支援員等を活用し、子ども達の心のサポート体制を整備します。

メンタルヘルスカウンセリングの活動として、電話相談、適応指導教室、教育的支援を要する児童理解のための研修会等を実施していきます。

不登校等の問題行動への対応としては、生徒サポーター等派遣事業、元気のある学校づくり検討委員会の設置、生徒指導学校訪問や生徒指導主事サポーター研修会を定期的実施していきます。

幼児教育と小学校教育の連携推進

幼児の小学校への円滑な接続を図るため、各地域の保育所、私立幼稚園等を含めた幼児教育の関係者と小学校等の関係者による「小学校区保幼小連絡会」の充実に取り組みます。

* 小中一貫教育校の設置に向けた計画及び実施

平成 22 年度に神原小中一貫教育推進協議会を組織し、9 年間を見通した教育課程を作成し、平成 24 年度から神原小学校、壺屋小学校と神原中学校で一部教科担任制による小中交流授業や合同の学校行事等を実施することで、中学校での学習や生活の変化に伴う不安や心理的段差をなくしていきます。平成 26 年度から市内全小中学校において、小中一貫教育を順次導入していく予定です。

*** 小中一貫教育校** 小学校と中学校の教育課程を一貫して実施する教育。5 年生、6 年生、中学 1 年生での算数や英語等で一部教科担任制を実施し、中学校の教科専門の先生が小学生の授業を行う。また、小中合同の授業交流や学校行事なども行う。

学校適正配置計画の策定・推進

児童生徒のよりよい学習環境を整備し、教育水準の維持向上を図るために、「学校適正配置基本方針」に則り、学校の適正配置を推進します。具体的には、通学区域の変更や学校の統合等に係る計画を策定し進めていきます。

平成 19 年 6 月策定的那覇市立学校適正配置計画(通学区域の変更)に基づいて、平成 22 年度からは小禄南小学校の大規模校解消のために、通学区域の変更を実施しました。また、安謝小学校と銘苅小学校の大規模化に対応するため、平成 24 年度に天久小学校の開校を予定しています。

就学援助の充実

学校から全保護者へ*** 就学援助**のお知らせを配布及び「広報市民の友」へ掲載することで制度の周知徹底を図ります。

*** 就学援助** 経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校へ通う子どもの保護者に対して、給食費や学用品費、修学旅行費などの費用の一部を援助する制度

防災教育の充実

各幼稚園・小中学校において、津波時における防災体制や避難方法などについて危機管理マニュアルの作成及び見直しを行うとともに、津波を想定した防災訓練を実施することで、防災教育を充実していきます。

施策の目標

指標名	現状値 (22 年度)	平成 24 年度の 目標	平成 27 年度の 目標
全国学力学習状況調査における全国との正答率の差 (中学校国語)	- 5.3 ポイント	- 3.3 ポイント	- 1.3 ポイント
全国学力学習状況調査における全国との正答率の差 (中学校数学) (4 次総計めざそう値)	- 10.1 ポイント	- 6.2 ポイント	- 2.4 ポイント

小学校は、国語、算数ともに平成 22 年度調査において、ほぼ全国平均に達している。

(3) 地域と連携して青少年の健全育成を図る

現状

都市化や少子化・核家族化などの進行に伴い、地域における人間関係が希薄化した結果、人とのふれあいなどの体験が不足し、児童生徒のコミュニケーション能力や倫理観、規範意識、社会性の低下などが憂慮されます。

また、青少年の深夜徘徊^{はいかい}などのように、青少年の問題行動には、夜型社会を背景とした地域や大人の許容・放任などが原因となっている場合があります。一方、不登校対策や青少年の悩み相談、青少年育成事業に関しては、学校教育だけでなく、社会教育や福祉の分野などいろいろな場面で学校・家庭・地域・行政が連携した取り組みを進めていくことが重要になってきています。

本市では、「那覇市青少年育成総合施策」を策定し、深夜徘徊^{はいかい}防止のための「Go 家運動」や児童生徒の自立を促すための「やる気・元気旗頭フェスタ in なは」など、地域・社会ぐるみで青少年を育成するための様々な取り組みを展開しています。

課題

地域と連携した学校支援の強化と支援体制の充実

問題行動等への対応を効果的にするため、地域においては学校を中心として、個人情報^{個人}の扱いにも配慮しつつ、日頃から関係機関・団体等との連携を構築する必要があります。

学校や家庭における通常の指導では改善される見込みが薄い場合や、保護者の養育力が低い場合、保護者が非協力的な場合などは、教職員による対応だけでは手詰まりの状況にあり、*サポートチームによる学校支援の内容を充実させる必要があります。

***サポートチーム** 学校を中心に、教育委員会、警察などの機関や、自治会、PTAなどの各種団体が連携協力し、非行や問題行動など、支援を要する生徒や保護者に対し、問題に応じた個別の支援を行うために結成される組織。少人数で構成し、継続的かつ問題に即応できる体制をとっている。

非行の未然防止・早期発見・早期対応

非行の発見や対応が遅れたため、非行の度合いが進んでいたり、問題が複雑化して指導が困難になっている場合など、サポートチームを形成して、各機関がそれぞれの専門性を活かし一体となって活動しても、解決が難しいケースがあります。

児童生徒の携帯電話利用に関する取り組み

児童生徒の携帯電話利用については、学校及び保護者の間での連携が十分にとれていないことやその利用についての情報モラル教育の徹底が不十分なため、児童生徒が次のような被害に遭いやすい環境にあると考えられます。

- ・メールや掲示板・チャットなどネット上のいじめサイバー犯罪
- ・出会い系サイトや性的・暴力的サイトのアクセスによる性被害や犯罪
- ・携帯電話への過度な依存による生活リズムの乱れ等の様々な悪影響

不登校を対象とした*教育相談支援事業の充実・強化

教育相談支援員の活動時間・日数が限られているため、支援を必要としている児童生徒に十分対応できていません。

学校内での支援体制の確立と教職員への事業内容の周知が必要です。

教育相談支援員の資質向上のための研修、支援体制の継続・強化が必要です。

*** 教育相談支援員** 不登校または不登校傾向にある児童・生徒と、子供のしつけに関し悩みを持つ保護者に対し、学校の相談室や家庭訪問で話し相手になるなどの対応をすることにより、登校や教室復帰を支援する。

発達障がいへの支援体制整備

教育相談のうち、発達に関する相談が占める割合が大きいのにもかかわらず、就学指導や特別支援教育、福祉との連携が十分ではありません。

発達障がい児が、いじめや学校不信、学習の遅れ、養育環境等の影響を受けて、不登校、不適應、問題行動等の二次障がいへつながっているケースがあります。

青少年育成支援ネットワークの構築と拠点設置

学校支援と青少年育成への住民参加の促進という点で、今後具体的な方策を検討し、学校と地域を結ぶ青少年育成団体間のネットワークづくりに資する本市独自の仕組みを構築する必要があります。

青少年団体への支援継続と組織強化の見直し

社会状況の急激な変化や、ニート、有害サイトによる悪影響、発達障がいへの支援など青少年をめぐる新たな課題が生じており、これらの変化に応じた活動が各青少年団体に要求されます。

那覇市青少年健全育成市民会議は、市内の青少年育成団体により構成されていますが、団体間の連携や情報の共有が十分ではなく、総意の結集方法を見直す必要があります。

青少年活動の機会充実

子どもの居場所づくりやその他の青少年活動に関しては、多くの部署が、それぞれの事業ごとに、さまざまな課題を背景に取り組みを実施していますが、これらの事業に、より多くの青少年が参加する機会を充実させることが求められています。

具体的施策

学校ごとの問題行動等サポートチームの編成と行政による支援体制の強化

行政によるサポートチーム編成の支援体制づくりに力を注いでいきます。

自治会、PTA、親父の会、民生委員児童委員等で構成する中校区青少年健全育成協議会の強化による地域における受け入れ態勢を充実させることに加え、警察や児童相談所など関係機関との連携を推進していきます。

地域社会一体となった児童生徒の居場所づくりと深夜徘徊^{はいかい}の防止

専任指導員や青少年指導員を中心に街頭指導を実施し、子どもたちを見守り声かけをする一方で、児童生徒の居場所（児童生徒旗頭事業、子どもフェスタ等）を作っておくという配慮もしていきます。

深夜徘徊^{はいかい}を含めた問題行動等を未然に防ぎ、早い段階での発見、対応を目指し居場所づくりのための地域人材の活用と、これらのネットワークを強化します。

深夜徘徊^{はいかい}防止のための具体的な取り組みとして、早くお家へ帰ろう「Go 家運動」を推進しています。Go 家運動では文字通り「家に帰ろう」をキーワードに家庭・

学校・地域・企業・行政が一体となった取り組みを強化していきます。

児童生徒の携帯電話利用実態の把握と利用指針策定並びに携帯電話への依存防止

携帯電話の使用に関するアンケート調査結果によりその実態把握を行い、携帯電話の利用の指針を策定します。

警察と連携して有害サイトに関する情報収集を行い、また、学校と連携して児童生徒への情報モラル教育の徹底を図り、ネット上のいじめ・サイバー犯罪被害を防止していきます。

フィルタリングの普及・促進、その利用上の注意についての保護者への啓発を進めていきます。

携帯電話への過度の依存を防ぐための青少年の居場所づくりや活動機会の充実を図っていきます。

教育相談支援員の全小中学校への配置と活動時間・日数の充実

教育相談支援員の活動時間や日数を増やすことにより、幅広く一人一人にあった対応を行い、小中一貫した情報の共有や支援を可能にします。

発達障がい者等の情報共有と一貫した相談・支援体制の構築

平成 20 年度に設置された「発達障がい者支援連絡会議」及び「発達支援ワーキング会議」への参加を通して発達障がいに関する情報の共有と、乳幼児から児童生徒に至るまでの一貫した相談・支援体制を整えていくための方策を検討します。



「帰りたい家」
「行きたい学校」
「住みたい地域」

小学校区ごとの青少年支援ネットワーク構築と地域コミュニティの形成

学校の限界を地域が補い、学校に対する地域・家庭の要求を円滑にするため、小学校の地域学校連携施設等を拠点とし、学校と地域を結び付ける活動を推進することによって、青少年支援ネットワークの構築に寄与する施策を推進します。

公立公民館では、PTA等の協力のもと、学校支援ボランティア講座の開催や、青少年支援ネットワークの設置に向けての支援を行うなど、これまで以上に学校と地域をつなぐ活動を実施します。

協働の要としての那覇市青少年健全育成市民会議の確立と行政による支援体制の継続

青少年健全育成市民会議は地域コミュニティの集約の場になり得ると同時に、青少年育成事業の協働になくてはならない存在でもあります。市は、青少年健全育成市民会議が標榜する市民の総意のもと、青少年健全育成施策を協働で推進します。また、そのための人的支援体制を整えます。

青少年が必要とする体験・学習プログラムの的確な把握とそれに応えることのできる事業の展開及び広報・PRの徹底

青少年の主体性を尊重し、青少年が自らの存在感を認め、達成感を得ることができるような事業を推進していきます。これらの事業を実施する際は、可能な限り学校・家庭・地域・行政が一体となって推進することとします。

広報・PRの徹底については、単なる事業の紹介と参加者の募集にとどまらず、積極的に市民の側に出向き、事業に対する提言や要望を取り入れながら実施することに重点をおきます。

施策の目標

指標名	現状値 (21年度末)	平成24年度の 目標	平成27年度の 目標
青年団体連絡会	8団体	20団体	25団体
放課後子ども教室 (4次総計めざそう値)	36教室	40教室	45教室

(4) 教師の学ぶ機会を充実させる

現状

教師の仕事の内容が複雑化しその量も増加してきています。そのため、本来の大切な業務である教材研究の時間を十分に確保できず、満足のいく準備が出来ないまま授業に臨む教師も少なくありません。そこで、授業支援の一貫として、県の事業委託による理科支援員や退職教師で組織している教育支援ボランティア、さらには琉球大学教育学部との連携事業である*「NARAEネット」や沖縄女子短期大学、沖縄大学、県立看護大学の「教育支援ボランティア」を利用した学生ボランティアによる授業支援及び研修会への講師派遣等を行っています。

また、学習障がいや注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいがあり、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増加しており、教育的なニーズに応じた指導が必要な場面も増えてきました。本市では、*特別支援教育ヘルパーを配置して対応していますが、今後は、全教師が、多くの研修を通して特別支援教育についての知識と理解を深め、特別な支援を要する幼児児童生徒に対応できるようにする必要があります。

*NARAEネット 那覇市教育委員会と琉球大学教育学部が連携している事業で、相互に講座の講師派遣や小中学校への大学生の学習支援派遣を行っている。

*特別支援教育ヘルパー 学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症などの教育的支援を要する幼児児童生徒に対して、安全面や生活の補助をおこなう支援員。

課題

教材研究の時間の確保

小学校、中学校ともに、毎日のように会議や部会等学校全体あるいは学年の行事が放課後に組まれており、教材研究の時間が勤務時間内で取れていないというのが現状です。また、中学校では部活動の担当もあり、さらに教材研究の時間を確保することが厳しい状況です。

教師の研修機会の充実

幼児児童生徒の確かな学力向上や豊かな心を育成するためには、教師自身が高い資質や能力を持ち、教育実践を行うことが必要となります。そのためにも、全ての教師に授業力や指導力向上を目指した研修会への参加が求められていますが、週行事の会議や学校行事が多くあることから、研修への参加機会が少ない現状にあります。

関係機関との連携の充実

教師の資質・能力を高めるための研修機会として、教育研究所の主催する長期研修や各種講座の開設、さらには外部機関である教育センターの講座や講師招

へい
聘による講演会等が実施されていますが、日頃の業務や学校行事の多さから積極的な参加とはなっていない現状です。

発達障がいがあり特別な支援を要する幼児児童生徒への対応

LDやADHD、高機能自閉症など、特別な支援を要する幼児児童生徒の増加に伴い、個別の指導や対応に課題が生じています。特に授業中においては、特別な支援を要する幼児児童生徒への関わり方や対処が難しい状況です。

具体的施策

部活動や校務分掌など、授業以外の負担の見直し

部活動への地域人材の活用、授業以外の校務分掌への補助等、現場の教師がゆとりを持って教材研究を行い、集中して授業と指導に当たれるような支援を工夫していきます。

教師支援の仕組みの検討

多くの教師が授業力の向上や資質を高めるための研修会や講座などに、積極的に参加できるように、各学校においては学校行事や学年行事の精選、また多くの研修会等に参加できるような校内体制を組織できるよう支援を行います。

他機関との連携

学習指導法講座、英語活動指導法講座等、教職員を対象とした各種講座の開設について、教育研究所の主催事業としての充実を図ります。

著名な講師を招聘しての講演会や研修会などを可能な限り実施します。

大学や他機関との連携を図ることで、専門的人材の活用や社会体験機会の充実を図ります。

特別支援教育に関する研修の充実

全ての教師が、特別な支援を要する幼児児童生徒に対応できるように、特別支援教育についての知識、理解を深め、専門性を高めていけるような研修を受ける必要があります。そのために特別支援教育担当教諭研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、夏休み特別支援講座等、特別支援教育に関する研修会を多く開催し、教師の研修機会の充実を図ります。

施策の目標

指標名	現状値 (21年度末)	平成24年度の 目標	平成27年度の 目標
NARAE ネット活用 による派遣校数 (4次総計めざそう値)	7校	10校	12校
NARAE ネット活用 による派遣人数	41人	50人	60人

(5) 学校施設の補修・整備をすすめる

現状

学校施設は、幼児児童生徒の学習の場、生活の場であるとともに、家庭や地域との交流の場でもあります。さらには地震等災害時における地域の避難拠点としての役割も担っていることから、その安全性を確保することが重要です。

現状では、復帰前後に建てられた校舎等の老朽化が目立ち、順次改築をすすめているものの、新耐震基準に適合していない校舎等が、小中学校で 37%、幼稚園で 43% も残存しています。（平成 22 年 3 月現在）

また、学校用地の一部は民有地を借用しており昭和 58 年度から年次的に借用校地の買い上げをおこなっています。

なお、学校給食施設についても、老朽化した単独調理場の改築や小規模給食センターの整備をすすめています。

課題

緊急度の高い老朽化施設の速やかな補修

学校校舎等には常に安全性を確保することが求められています、そのため、老朽校舎等の安全点検を強化し、危険性のある箇所の的確な把握に努め、適切な補修等を速やかに行う必要があります。

補修だけの安全性確保が困難な老朽校舎については、早急な改築が望まれます。

耐震基準に適合させるための学校施設の計画的な改修・改築

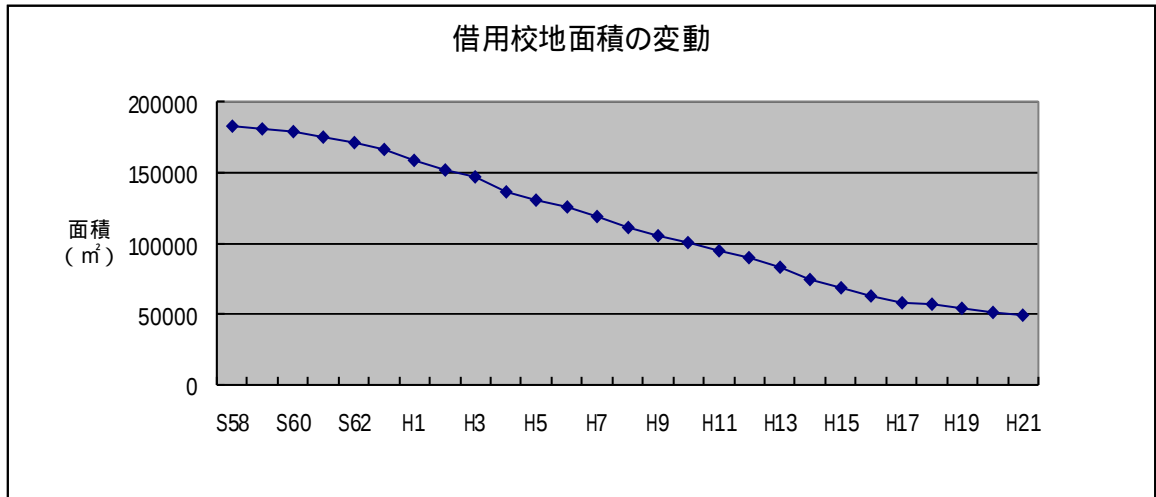
老朽校舎の耐震化については、***新耐震基準**（昭和 56 年・建築基準法改正）以前に建設された校舎等の改築事業を、これまで年次的に推進してきましたが、特に老朽化が進んでいる昭和 52 年（海砂塩分量規制）以前の校舎等が、未だに小中学校で約 2 万 6 千㎡、幼稚園で約 8 千㎡も残されています。

全ての老朽校舎等を対象とした「安全・安心な学校づくり」を早急に行うために、改築事業の推進に加え既存校舎を活かした耐震補強の検討も必要となっています。

***新耐震基準** 昭和 56 年の建築基準法の改正において示された、地震に対する建築物の新しい構造基準。これ以降に建築される建築物には、この基準にもとづく設計・建築が義務付けられましたが、法の改正前にすでに存在していた建築物のなかには新耐震基準を満たさないもの（既存不適格建築物）も少なくなく、このような場合、改築や耐震化のための補強などの措置を講じることで建築物の安全性を高めることが要求されます。

借用校地の解消

現在、小学校 12 校、中学校 5 校に個人有地が存在し、その合計面積は約 4 万 9 千㎡あります。それは、17 小中学校用地面積の約 16.5%、全 53 小中学校面積の約 5%にあたり、借用校地地主の負担解消や市の賃借料に係る負担軽減のために、早急な個人有地の買取りが必要となっています。



老朽化した給食調理場の施設整備

本市の学校給食は、学校内で自校分を調理する単独調理場（19 校）と、2 校分から 10 校分程度を調理する給食センター（6 ヶ所）で担当していますが、単独調理場の多くは老朽化が進んでいるため、学校施設改築にあわせた調理場施設整備を計画的に行い、安全・安心な給食調理と提供に万全を期す必要があります。

給食センターについても老朽化が進んでおり、単独調理場同様、今後の計画的な改修整備が課題となります。

学校給食施設老朽化の状況（平成 23 年 3 月現在）

	築年数	施設数	学校名・センター名
単 独 調 理 場	40 年超	2	開南小、安謝小
	30 年超	6	壺屋小、大名小、上間小、高良小、首里中、鏡原中
	20 年超	8	前島小、金城小、城西小、真和志小、松川小 真嘉比小、曙小、与儀小
	10 年超	3	泊小、識名小、松島小
給 食 セ ン ター	40 年超	1	那覇学校給食センター（24 年 3 月廃止予定）
	30 年超	1	真和志学校給食センター
	20 年超	3	小禄学校給食センター、首里学校給食センター 城岳学校給食センター
	10 年超	1	神原学校給食センター

その他

古蔵学校給食センター（平成 23 年 4 月開設）

銘苅学校給食センター（平成 23 年 4 月開設）

具体的施策

施設の維持修繕の強化

緊急度の高い老朽化施設の安全点検を日常的に実施し、安全性確保の補修修繕を速やかに行ないます。

学校との連絡調整を密に行い、緊急性・必要性の高い施設整備要請については、順次修繕等を実施します。

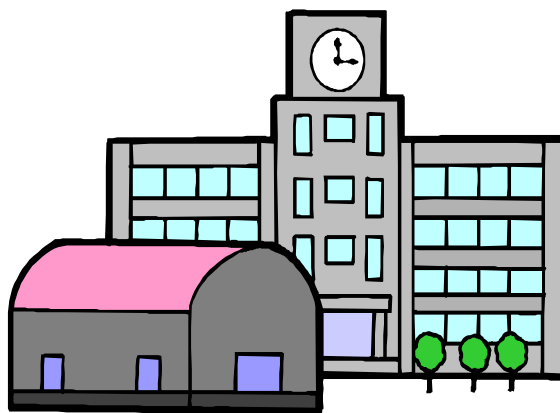
環境整備員を配置することより、学校施設における小規模修繕等に迅速に対応します。

学校を長期にわたって快適に使用できるよう、建物の適切な維持管理に努めます。

教育施設の整備・充実

老朽校舎等の耐震化を図ると共に、多様化する学習形態への対応・潤いのある快適な教育環境・地域や自然環境などに配慮し、充実した施設整備を行うため、次の事業を行います。

- ・平成 22 年度～平成 23 年度
 - 天久小学校新築
 - 天久幼稚園新築
- ・平成 23 年度～平成 24 年度
 - 小祿中学校校舎改築
- ・平成 24 年度～平成 25 年度
 - 真嘉比小学校屋内運動場改築
 - 真嘉比幼稚園園舎改築
 - 泊小学校屋内運動場改築
 - 泊幼稚園園舎改築



計画的な借用校地の買い上げ

毎年、幼・小・中併せて 3 億円程度の予算を確保し、地主の意向を踏まえながら借用校地を買い上げ、段階的に借用校地を減らしていきます。

給食調理場の計画的な整備

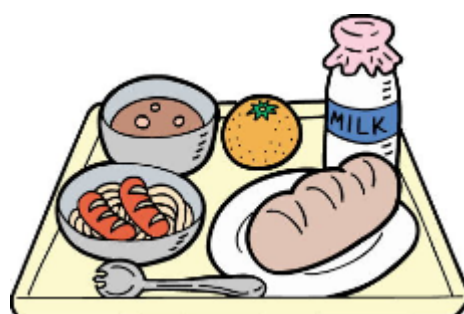
那覇学校給食センターが、平成 23 年度末に廃止されます。そのため、数力所の単独調理場を順次改修・増設し、自校分にあわせ 2 校または 3 校の給食実施を担当する新たな小規模学校給食センターとして次のとおり整備を進めています。

- ・平成 22 年度（2 ヲ所：整備済）
 - 神原学校給食センター（神原小と神原中を担当）
 - 城岳学校給食センター（城岳小と天妃小を担当）

- ・平成 23 年度（2 ヲ所：整備済）
 - 古蔵学校給食センター（古蔵小と古蔵中を担当）
 - 銘苅学校給食センター（銘苅小と若狭小と上山中を担当）
- ・平成 24 年度（2 ヲ所を予定）
 - 安謝学校給食センター（安謝小と安岡中を担当）
 - 天久学校給食センター（天久小と久茂地小と那覇中を担当）

施策の目標

指 標 名	現状値 (21 年度末)	平成 24 年度の 目標	平成 27 年度の 目標
新耐震基準に適合する校舎などの割合 (4 次総計めざそう値)	57%	70%	85%
借用校地の面積 (4 次総計めざそう値)	49,020 m ²	42,000 m ²	29,000 m ²



4 文化の継承と発展

伝統文化の保存と継承を図る

現状

那覇市は、琉球王府のもとに築かれた王朝文化や、庶民の営みから生まれた生活感あふれる習俗など、ゆたかな文化を受け継いできました。

第二次世界大戦の末期に行われた沖縄戦により、有形無形の多くの文化財が失われましたが、市民のたゆまない努力により徐々に文化財が復興し、2000年には那覇市に所在する「識名園」「玉陵」「園比屋武御嶽石門」「首里城跡」が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」としてユネスコの世界遺産に登録されました。

本市では、「識名園」などの世界遺産や「壺屋焼物博物館」などの文化施設等の整備及び展示資料等の充実を図り、多くの方に那覇の歴史や伝統文化に触れる機会を提供しています。

郷土の歴史を学び、歴史遺産と伝統文化を継承・発展させていこうという市民の活動は、近年のアイデンティティへの関心や文化的な豊かさを求める意識とあいまって一層の高まりをみせており、この流れを拡大させていくことが期待されています。

伝統文化は新しい文化創造の基盤となるものであり、文化の振興を図るためには本市の歴史の中で育まれ、受け継がれた伝統文化を継承し、その充実を図ることが必要です。

課題

文化財の保護

文化財の保存整備計画を策定し、それに基づく管理計画が必要です。また、それに対応できる人材の確保・

育成が切実な課題です。

埋蔵文化財の膨大な資料は、那覇市保健センター施設内の収蔵施設を利用して保管しています。しかし施設が狭隘^{あい}であることや、保健センターの建替えが行われた場合の保管場所の確保が課題です。

埋蔵文化財収蔵状況



膨大な資料

未公開の出土品

埋蔵文化財関係業務については、民間開発事業や公共機関からの補助執行及び受託事業の増大、受託事業の外部委託の拡大、開発調整の急増などに対応できる人材の確保が切実かつ緊急の課題です。

文化財の整備・公開、学術研究への展開

史跡等の文化財保護活用を図るためには、文化財を公有化し、修復整備を行うことが必要です。

埋蔵文化財の発掘調査によって出土した資料を、総括的に整理し情報をまとめ、常に公開・活用するための施設が必要です。

伝統文化の継承・発展

技能保持者の研鑽^{きん}の場となる機会の提供が必要です。

無形文化財は、人から人へ継承される無形の文化財です。しかし近年の著しい社会変化の中で、次世代へ継承することは困難な状況です。

歴史を活かしたまちづくり

文化財の安全性と歴史的景観を確保する必要があります。

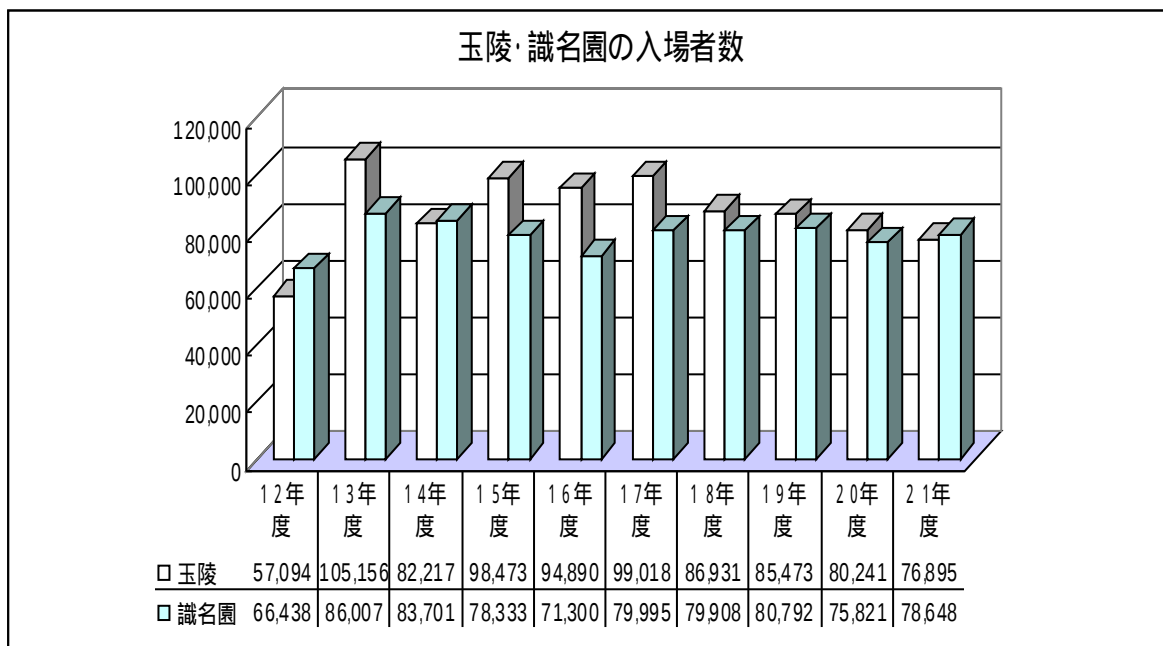
文化財と周辺環境の連続性を保つため、文化財をとりまく周辺の整備が必要です。

市民の学習・研究・自己啓発活動の充実

文化財を市民の身近な学習の場として事業を展開していますが、更なる創意工夫が求められています。

文化施設等への来場者の利用促進

長期化する不況の影響もあり、年々、本市文化施設等への来場者数が減少傾向にあり、活用を促進する必要があります。



具体的施策

文化財の調査・指定の促進

未指定文化財「県庁・警察部壕」、「字宮城字文書（仮）」を市指定に、県指定記念物（史跡）「弁ヶ嶽」を国の指定にするため、調査等を促進します。その他の未指定文化財についても調査・検討を進め、文化財の保存・活用を図ります。

埋蔵文化財の保存・活用

発掘調査によって、記録を保存し沖縄の歴史・文化を後世に伝えていきます。

- ・那覇空港内埋蔵文化財分布調査
- ・公園整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査（城岳公園、緑が丘公園、森口公園）等

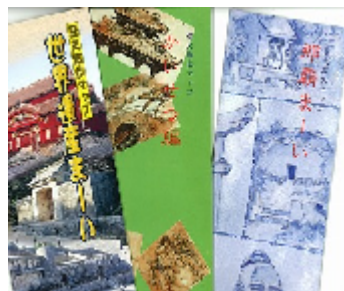
文化財情報の広報・周知、文化財周辺開発情報の収集

文化財要覧、歴史散歩マップ、昔話、玉陵ガイドブック等を提供し、市民の文化財探索や学習に役立てます。

「埋蔵文化財解説会」や「展示会」において、埋蔵文化財発掘調査現場、出土品を市民に紹介し、埋蔵文化財に関する情報を発信します。



「昔話シリーズ」



「歴史散歩マップ」

「那覇市の文化財」



「玉陵ガイドブック」

識名園、玉陵の整備・管理運営の充実

識名園及び玉陵の管理マニュアルを作成し、管理運営体制の充実に努めます。

指定文化財の維持管理の充実

市内 35 ヶ所の指定文化財の定期清掃を民間委託する他に、地域の自治会や N P O 団体、民間企業等にも委託することで、地域住民が文化財に親しみ、関心をもち、誇りに思う地域づくりを推進します。

指定文化財の修復・整備の促進

国宝「琉球国王尚家関係資料」修理事業を継続します。

県指定名勝「首里金城町石畳道」の修復を継続的に行っています。保存整備事業としては、国指定特別名勝「識名園」国指定名勝「伊江殿内庭園」、国指定重要文化財「新垣家住宅」に加え、国指定名勝「伊江御殿別邸庭園」、国指定史跡「銘苅墓跡群」、県指定史跡「山下第一洞穴遺跡」及び市指定建造物「読谷山御殿の墓」がスタートします。

無形文化財・無形民俗文化財の振興と保存継承の推進

無形文化財・無形民俗文化財の保存継承が円滑に進められようバックアップしていきます。（保存継承のための指導助言、助成金等の情報提供）

世界遺産・指定文化財の活用

世界遺産解説会を定期的実施し、市民や観光客などの文化的向上を図ります。
識名園・玉陵へインターネットを導入し、ホームページの充実に努めます。
識名園・玉陵を無料公開（子どもの日・なはの日・敬老の日）し、文化遺産への理解と普及に努めます。

文化財の保存公開普及施設の整備・充実

文化財の保存公開普及施設の整備・充実を図るものとして、「埋蔵文化財センター」の建設が急務です。「埋蔵文化財センター」の設置は、那覇市の文化財行政の姿勢を内外に示す絶好の機会であり、また、児童生徒や一般市民が活用する生涯学習の場を提供できる点でも、本市に必要不可欠な施設といえます。

文化財の公開の促進

案内親方・識名里主のボランティアガイドの育成と活用を図ります。
壺屋焼物博物館友の会、壺屋焼物博物館ボランティアとの連携を図ります。
ホームページを活用した文化財の紹介を行います。
壺屋焼物博物館等を活用し、本市の所有する文化財や沖縄の伝統工芸「壺屋焼」を継続して展示・公開します。
市内小中学校と連携し、博物館見学や出前こども博物館事業などの実施により児童生徒が伝統文化を学習・体験する機会を促進します。
壺屋焼物博物館学芸員等の専門職員により焼物の歴史や文化に関する調査・研究を行い、その成果を広く市民に還元します。
各種割引制度の導入や観光協会等との連携を図るなど、本市文化施設等への誘客活動を強化し、より多くの方に、本市の歴史や伝統文化に触れる機会を提供します。

施策の目標

指標名	現状値 (21年度末)	平成24年度の 目標	平成27年度の 目標
識名園・玉陵の入場者数 (4次総計めざそう値)	155,743人	160,000人	165,000人
指定文化財の整備促進 新垣家住宅保存整備事業 銘苅墓跡群環境整備事業 伊江殿内庭園保存整備事業 伊江御殿別邸庭園保存整備事業	登窯解体調査工事 検討委員会・測量 用地買い上げ	主屋・登窯建設工事 実施計画 東側斜面工事 発掘調査	公開 公開 整備工事 基本及び実施設計
壺屋焼物博物館入館者数の増加（年5%増） (4次総計めざそう値)	15,635人	18,000人	21,000人

第3章 計画の実現に向けて

1 変化する社会情勢に対応した教育行政の運営

地方分権社会の到来に伴い、教育行政においても、国・県から様々な事務事業の権限が委譲され、教育委員会の役割も大きく変わろうとしています。とりわけ中核市への移行を目指している本市においては、教職員の研修事業、重要文化財の現状変更許可等、より多くの権限が委譲される見とおしであり、緊急な対応が求められています。

このような中であって、教育委員会は変化する社会情勢に柔軟に対応しつつ、教育の基本理念、目標を見失うことなく、本計画の実現にむけて、適切かつ大胆に教育行政の運営を行っていかねばなりません。

2 行政・学校・地域の連携

教育委員会は、これまで以上に他の行政機関や学校、地域との連携を密にし、本計画の推進に努める必要があります。

(1) 教育委員会と学校の連携

学習指導要領の改訂、特別支援教育、学校 ICT の活用等、学校教育を取り巻く環境が多様化、複雑化し、学校経営も困難になってきています。教育委員会は学校と連携し、学校教育における様々な課題に向き合い、物的資源及び人的資源の投入、教職員の資質向上のための研修などを実施し、学校が地域の特色を生かした個性ある教育活動を展開できるよう支援します。

(2) 教育委員会以外の行政機関との連携

教育行政と、児童福祉や文化行政とは密接に関連があり、市長事務部局との情報の共有、業務の連携が必要となります。特に地域コミュニティ関連事務の統合や文化行政の一元化など、組織統廃合の検討も含め、部局間の壁を取り払い、より一層連携していきます。合わせて、国や県の動向を注視しつつ、情報収集に努め、連携を深めていくことも重要です。

(3) 市民との協働による施策の展開

地域の子は地域で育てるとの思いで、自治会をはじめとする地域住民の教育行政への参加を促すための様々な施策を展開していきます。また、PTAやNPOなどの団体や企業などとも連携し、生涯教育の充実を図り、子どもたちの健やかな成長と、心身共に健康な市民の育成に努めます。

3 進捗状況の確認及び計画の見直し

教育委員会は、教育行政マネジメントシステムや目標管理制度を活用して、本計画に関連する施策や事務事業について、目標を明確にし、適切に進捗管理を行い、その結果を評価・分析し、必要な改善を行います。

本計画については、上記の進捗状況や改善状況などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。



子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市

那覇市教育振興基本計画

平成23年10月策定

【編集・発行】

那覇市教育委員会生涯学習部総務課

〒900-0016

那覇市前島3丁目25番1号

098-891-3500

子どもの笑顔あふれる



ゆたかな学習・文化都市